

「航空安全情報分析委員会」の設置について

1. 委員会設置の趣旨

昨年 10 月に施行された改正航空法に基づき航空事業者から新たに報告された安全情報等を踏まえ、今後の安全性向上のため必要な対策を審議・検討するため、「航空安全情報分析委員会」を設置する。

本委員会では、航空安全情報の報告状況を踏まえた統計分析、重要事例に関する詳細分析と再発防止に向けた措置等を踏まえ、

- ① 安全上のトラブルの発生の要因やその背景等の客観的分析
- ② 機材不具合、ヒューマンエラー等への対応策
- ③ 安全情報の公表内容

等について検討を行う。

2. 検討体制

学識経験者と航空局による委員構成とするほか、オブザーバーとして航空事業者団体、労働組合にも参加を求める。

3. 開催頻度

毎年、年 2 回を目途に、定期的に委員会を開催する。

特に、航空安全情報の公表に際して、同公表内容について審議を実施する。

(当面の開催予定)

第 1 回委員会 平成 19 年 7 月 2 日

第 2 回委員会 平成 19 年 12 月頃